

平成19年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社トリドール
(コード番号 3397 東証マザーズ)
代表者名 代表取締役社長 栗田 貴也
問合せ先 取締役総務部長 小畠 義昭
TEL : 078-200-3430

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

I. 新株式発行及び株式売出し

当社は、平成19年5月30日(水)開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 数 普通株式 4,000株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により平成19年6月7日(木)から平成19年6月11日(月)までのいずれかの日(以下「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度資本準備金に関する 額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、野村證券株式会社及び高木証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成19年6月12日(火)から平成19年6月14日(木)まで。
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成19年6月8日(金)から平成19年6月12日(火)までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成19年6月15日(金)から平成19年6月19日(火)までのいずれかの日。なお、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成19年6月15日(金)となる。
- (8) 申 込 証 拠 金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 1株
- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額に関する事項、その他本募集に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 3,000株
- (2) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」の発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (3) 売 出 人 及 び 粟 田 利 美 2,500株
売 出 株 式 数 粟 田 貴 也 500株
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による一般募集(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による一般募集(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項は、当社代表取締役に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出している。また、「前記1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本売出しも中止される。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 1,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で、当社株主より借受ける予定の当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 売出価格、その他本売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出している。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本売出しも中止される。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、1,000株を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける予定の当社普通株式(以下「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、1,000株を上限として、当社株主が所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュアオプション」という。)を平成19年7月12日(木)までを行使期限として、当該株主から付与される予定であります。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年7月12日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(以下「上限株数」という。)として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。ただし、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合における当該株式数及びシンジケートカバー取引により買付けた株式数の合計数については、グリーンシュアオプションを行使しない予定であります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

(1)現在の発行済株式総数	57,390株	(平成19年5月30日現在)
(2)公募増資による増加株式数	4,000株	
(3)公募増資後の発行済株式総数	61,390株	

3. 調達資金の使途

(1)今回調達資金の使途

今回の公募増資にかかわる手取金概算額1,028,540千円については、平成20年3月期の設備投資に全額充当する予定であります。

なお、設備の新設等の計画は、平成19年5月16日現在、以下のとおりとなっております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

事業所名 (所在地)	事業区分	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加席数 (席)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
丸亀製麺 松葉公園店 (愛知県名古屋市中川区)	直営店	店舗 新設	61,700	34,000	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 4月	平成19年 6月	90
丸亀製麺 ワッパティ守谷店 (茨城県守谷市)	直営店	店舗 新設	29,165	8,897	自己資金 増資資金、 借入金	平成19年 5月	平成19年 6月	(注) 2
丸醬屋 ワッパティ守谷店 (茨城県守谷市)	直営店	店舗 新設	29,900	8,299	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 5月	平成19年 6月	(注) 2
丸亀製麺 大津瀬田店 (滋賀県大津市)	直営店	店舗 新設	55,400	5,400	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 4月	平成19年 6月	104
丸亀製麺 江南店 (愛知県江南市)	直営店	店舗 新設	55,900	3,250	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 4月	平成19年 6月	120
丸亀製麺 伏ノ猪名川店 (兵庫県川辺郡猪名川町)	直営店	店舗 新設	29,945	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 6月	平成19年 7月	(注) 2
丸亀製麺 東岡山店 (岡山県岡山市長岡)	直営店	店舗 新設	69,200	5,000	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 5月	平成19年 7月	82
丸醬屋 伏ノ各務原店 (岐阜県各務原市)	直営店	店舗 新設	30,900	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 6月	平成19年 7月	(注) 2
丸亀製麺 十日市店 (岡山県岡山市十日市西町)	直営店	店舗 新設	60,700	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 6月	平成19年 8月	84
丸亀製麺 霞ヶ関R7店 (東京都千代田区)	直営店	店舗 新設	65,888	7,936	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 7月	平成19年 9月	80
丸亀製麺 アークウォーク大垣店 (岐阜県大垣市)	直営店	店舗 新設	26,625	787	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 8月	平成19年 9月	(注) 2
丸亀製麺 ちはら台SC店 (千葉県市原市)	直営店	店舗 新設	26,659	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 8月	平成19年 9月	(注) 2
丸亀製麺 守山区小幡店 (愛知県名古屋守山区)	直営店	店舗 新設	68,200	4,500	自己資金 増資資金、 借入金	平成19年 7月	平成19年 9月	84
丸亀製麺 BIGHOP店 (千葉県印西市)	直営店	店舗 新設	26,800	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 8月	平成19年 9月	(注) 2
丸亀製麺 小牧店 (愛知県小牧市)	直営店	店舗 新設	58,000	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 8月	平成19年 10月	82
丸醬屋 伏ノ羽生店 (埼玉県羽生市)	直営店	店舗 新設	29,400	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 9月	平成19年 10月	(注) 2
丸亀製麺 倉敷連島店 (岡山県倉敷市)	直営店	店舗 新設	59,700	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 9月	平成19年 11月	84

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

丸亀製麺 岡山野田店 (岡山県岡山市野田町)	直営店	店舗 新設	58,200	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 9月	平成19年 11月	82
丸亀製麺 イオン日の出店 (東京都西多摩郡)	直営店	店舗 新設	29,000	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 10月	平成19年 11月	(注) 2
その他 25店舗	直営店	店舗 新設	1,294,402	—	自己資金、 増資資金、 借入金	平成19年 6月	平成20年 3月	未定
合計	—	—	2,165,684	78,071	—	—	—	—

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 ショッピングセンター内の店舗では座席が共用となっているため完成後の増加席数を記載しておりません。
3 店名は正式決定しておりませんので仮称で記載しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金をすべて新規店舗の投資額に充当することにより、収益基盤の強化を図ることができ、また借入金の負担が少なくなることにより、財務体質の向上及び支払利息の軽減を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、配当性向を一定の基準とした配当政策を継続していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、配当性向を一定の基準とした配当を実施しており、今後とも従来通り、安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、新店舗出店、プロフェッショナル人材育成、中長期視点に立った業態開発等に有効に投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況

(単体)	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	48,741.25円	87,932.50円	21,617.59円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	9,000.00円 (—)	旧株 17,000.00円 新株 2,980.82円 (—)	4,000.00円 (—)
実績配当性向	18.7%	19.3%	19.6%
株主資本利益率	16.0%	24.1%	34.7%
株主資本配当率	3.0%	4.7%	6.8%

(注) 1 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- 2 各決算期の配当性向は、当該決算期間の1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値であります。
- 3 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を資本の部合計（期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均）で除した数値であります。
- 4 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の配当総額を株主資本（期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株式数	発行価格	発行価額
新規公開時公募増資	平成18年2月14日	1,250株	400,000円	368,000円

② 過去3決算期間の株価の推移

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	-	750,000円	1,420,000円	266,000円
高 値	-	2,160,000円	1,500,000円 □355,000円	311,000円
安 値	-	530,000円	580,000円 □221,000円	261,000円
終 値	-	1,400,000円	□270,000円	294,000円
株価収益率	-	64.8倍	30.6倍	-

(注) 1 当社は平成18年2月15日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価等については、該当事項はありません。

2 平成19年3月期の株価における□印は株式分割による権利落ち後の株価を示しております。（当社は平成18年10月1日付で1株につき3株の株式分割を実施しております。）

3 平成20年3月期の株価については平成19年5月29日現在で表示しております。

4 株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（平成19年3月期の数字は未監査）で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じた経緯

Iに記載した新株式発行及び株式売出しに伴い、主要株主の異動が生じる予定であります。

2. 当該株主の氏名及び住所

(1) 氏名 栗田 利美

(2) 住所 兵庫県加古川市

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	8,130 個 (8,130 株)	14.17%	3 位
異動後	5,630 個 (5,630 株)	9.17%	3 位

(注) 1. 議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数 0 株

2. 上記議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、平成 18 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準に平成 18 年 10 月 1 日付株式 1 株につき 3 株の株式分割を加味しております。

3. 上記異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、当該新株式発行による議決権数を加算して算出しております。

4. 異動年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における受渡期日。

5. 今後の見通し

引き続き安定株主として保有します。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。